

改 正 後	現 行
目次 第一章 権利移動及び転用の制限等（第一条―第十九条） 第二章 利用関係の調整等（第二十条―第二十六条） 第三章 遊休農地に関する措置（第二十七条） 第四章 雑則（第二十八条―第三十六条） 附則 第一章 権利移動及び転用の制限等 （削る。）	（新設） （農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者） 第一条 農地法（以下「法」という。）第二条第三項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 その法人と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第二項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等 二 その法人と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第四項に規定する農工商等連携事業を実施する同項に規定する中小企業者 三 その法人と共同して作成し、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）

(削る。)

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業を実施する同項に規定するバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等

四 その法人と共同して作成し、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)第四条第一項の認定を受けた計画に従つて同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業を実施する同条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業者

五 その法人が地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五条第一項の認定を受けた計画に従つて同条第四項各号に掲げる措置を実施する同法第六条第三項に規定する促進事業者

(農業生産法人の構成員となり得る者)

第二条 法第二条第三項第二号チの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 その法人からその法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者

二 その法人に対してその法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して行う者

三 その法人に対するその法人の事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じてその法人の事業の円滑化に寄与すると認められる農林水産省令で定める契約を締結している者

(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)

第一条 農地法（以下「法」という。）第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

（削る。）

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第二条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ〜ニ （略）

二 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができないものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、許可の申請の時におけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当すること。

イ 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が

第三条 法第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。

第四条及び第五条 削除

（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）

第六条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ〜ニ （略）

二 耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができないものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、許可の申請の時におけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当すること。

イ 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が

耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

2 法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。

二 五（略）

3 法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一（略）

二 その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果法第三条第二項第五号に規定する面積を下回ることとならないと認められること。

三・四（略）

（削る。）

耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

2 法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。

二 五（略）

3 法第三条第二項第五号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。

一（略）

二 その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果法第三条第二項第五号に規定する面積を下回ることとならないと認められること。

三・四（略）

（農地を転用するための許可手続）

第七条 法第四条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農

業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（次条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で同条第二項に掲げる要件に該当するものを除く。）には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 農業委員会は、前項本文の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

3 第一項本文の場合において、農業委員会が申請書を前項の農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に送付しなかつたときその他農林水産省令で定める事由があるときは、第一項本文の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会を経由しないで、都道府県知事に申請書を提出することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により農業委員会を経由しないで申請書の提出があつたときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

5 都道府県知事は、第一項ただし書の規定により申請書の提出があつたときは、遅滞なく、当該申請書に意見を付して、農林水産大臣に送付しなければならない。

（農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地の転用）

第八条 法第四条第一項の地域の開発又は整備に関する法律で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）
- 二 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）
- 三 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）

（削る。）

四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）

2 法第四条第一項の政令で定める要件は、農地を農地以外のものにする行為が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 農村地域工業等導入促進法第五条第一項又は第二項の規定により定められた同条第一項に規定する実施計画に基づき同条第三項第一号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設を整備するために行われるものであること。

二 総合保養地域整備法第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において同法第二条第一項に規定する特定施設を整備するために行われるものであること。

三 多極分散型国土形成促進法第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において同項第三号に規定する中核的施設を整備するために行われるものであること。

四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき同法第二条第二項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第六条第五項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設を整備するために行われるものであること。

第九条（略）

（農地の転用の不許可の例外）

第三条（略）

（農地の転用の不許可の例外）

第四条 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 法第四条第六項第一号イに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が次の全てに該当すること。

イ・ロ (略)

二 法第四条第六項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ・ホ (略)

へ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項又は第二項の規定により定められた同条第一項に規定する実施計画に基づき同条第三項第一号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設を整備するために行われるもの

(2) 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において同法第二条第一項に規定する特定施設を整備するために行われるもの

(3) 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において同項第三号に規定する中核的施設を整備するために行われるもの

(4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき同法第二条第二項に規定する拠点地区内にお

第十条 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 法第四条第二項第一号イに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当すること。

イ・ロ (略)

二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ・ホ (略)

へ 第八条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従って行われる場合で同条第二項各号のいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。)に従って行われる場合で農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

いて同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第六条第五項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設を整備するために行われるもの

(5) その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）に従つて行われるものであつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 法第四条第六項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、農地を農地以外のものにする行為が前項第二号イ、ロ、ホ
又はへのいずれかに該当することとする。

（良好な営農条件を備えている農地）

第五条 法第四条第六項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地とし
て政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 一三 （略）

第六条 法第四条第六項第一号ロの市街化調整区域内にある政令で定める
農地は、次に掲げる農地とする。

一 一三 （略）

（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）

第七条 法第四条第六項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区
域内にある農地とする。

一 一三 （略）

2 法第四条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、農地を農地以外のものにする行為が前項第二号イ、ロ、ホ
又はへのいずれかに該当することとする。

（良好な営農条件を備えている農地）

第十一条 法第四条第二項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地と
して政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。

一 一三 （略）

第十二条 法第四条第二項第一号ロの市街化調整区域内にある政令で定め
る農地は、次に掲げる農地とする。

一 一三 （略）

（市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地）

第十三条 法第四条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、次に掲げる
区域内にある農地とする。

一 一三 （略）

(市街地化が見込まれる区域内にある農地)

第八条 法第四条第六項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一・二 (略)

(指定市町村の指定等)

第九条 法第四条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。

2 農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一 当該市町村において確保すべき農地及び採草放牧地の面積の適切な目標を定めていること。

二 前号の目標を達成するために必要な農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。

3 農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。

4 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

6 指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府

(市街地化が見込まれる区域内にある農地)

第十四条 法第四条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一・二 (略)

(新設)

県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、当該指定により当該指定の日以後指定市町村の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行った処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

7 指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8 農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

9 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村」と、第四項中「告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

10 指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可手続）

(削る。)

(削る。)

第十条 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第十一条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

- 一 法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が次の全てに該当すること。

第十五条 法第五条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(第八条第一項各号に掲げる法律の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で次条に規定する要件に該当するものを除く。)には、都道府県知事を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項本文の場合には第七条第二項から第四項までの規定を、前項ただし書の場合には同条第五項の規定を準用する。

(農林水産大臣の許可を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動)

第十六条 法第五条第一項の政令で定める要件は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第八条第二項各号のいずれかに該当することとする。

第十七条 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第十八条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

- 一 法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が次のすべてに該当すること。

イ・ロ (略)

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

ニ (略)

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条第一項第二号へ又は前項第二号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することとする。

(良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第十四条 法第五条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、第七条各号

イ・ロ (略)

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第十条第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号イに掲げる施設の用に供するために行われるものであること。

ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

ニ (略)

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第十条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相
当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第十条第一項第二号へ又は前項第二号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することとする。

(良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十一条 法第五条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、第十三条

に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第十五条 法第五条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、第八条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(報告を要しない農地又は採草放牧地)

第十六条 法第六条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 その法人が法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつた土地並びに前号に規定する土地(以下この号において「特定農地等」という。)につき土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律、農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)、集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)又は市農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)による交換分合が行われた場合に、都道府県知事が、当該特定農地等に代わるべきものとして、農林水産省令で定める手続に従い、その交換分合によりその法人が同項本文に掲げる権利を取得した土地で当該特定農地等と地目、地積等が近似するものの中から指定した土地

第十七条、第十九条 (略)

第二章 利用関係の調整等

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続)

第二十条 (略)

各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地)

第二十二条 法第五条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、第十四条各号に掲げる区域内にある農地又は採草放牧地とする。

(報告を要しない農地又は採草放牧地)

第二十三条 法第六条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 その法人が法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつた土地並びに前号に規定する土地(以下この号において「特定農地等」という。)につき土地改良法による交換分合が行われた場合に、都道府県知事が、当該特定農地等に代わるべきものとして、農林水産省令で定める手続に従い、その交換分合によりその法人が同項本文に掲げる権利を取得した土地で当該特定農地等と地目、地積等が近似するものの中から指定した土地

第二十四条、第二十六条 (略)

(新設)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可手続)

第二十七条 (略)

2 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

(和解の仲介の手続等)

第二十一条 (略)

第二十二条～第二十四条 (略)

第二十五条 第二十一条から第二十三条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。

第二十六条 都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第二十三条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

第三章 遊休農地に関する措置

第二十七条 (略)

第四章 雑則

(買収した土地等の貸付け)

第二十八条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付

2 前項の場合には、第七条第二項から第四項までの規定を準用する。

(和解の仲介の手続等)

第二十八条 (略)

第二十九条～第三十一条 (略)

第三十二条 第二十八条から第三十条までの規定は、法第二十八条の規定による和解の仲介について準用する。

第三十三条 都道府県知事は、法第二十八条の規定による和解の仲介により和解が成立したとき、及び前条において準用する第三十条第二項の規定により和解の仲介が打ち切られたときは、遅滞なく、その経過及び結果を関係農業委員会に通知しなければならない。

(新設)

(措置命令の対象となる事由)

第三十四条 (略)

(新設)

(買収した土地等の貸付け)

第三十五条 法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付

けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積団滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。

2
(略)

第二十九条・第三十条 (略)

(損失の補償)

第三十一条 法第四十九条第五項の規定による損失の補償は、次に掲げる処分以外の処分に係るものにあつては国が、次に掲げる処分に係るものにあつては都道府県等が行う。

一 法第四条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 法第五条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

三 法第五十一条第一項及び第三項の規定による都道府県知事等の処分

けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積団滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。

2
(略)

第三十六条・第三十七条 (略)

(損失の補償)

第三十八条 法第四十九条第五項の規定による損失の補償は、次に掲げる処分以外の処分に係るものにあつては国が、次に掲げる処分に係るものにあつては都道府県等が行う。

一 法第四条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 法第五条第一項の規定による都道府県知事等の処分（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

三 法第五十一条第一項及び第三項の規定による都道府県知事等の処分（

(前二号に掲げる処分に係るものに限る。)

(違反転用者等に対する処分又は命令)

第三十二条 法第五十一条第一項の規定による処分又は命令は、法第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者及びその者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした都道府県知事等が、その他の者に対しては都道府県知事等がするものとする。

(大都市の特例)

第三十三条 第二十條の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(農業委員会に関する特例)

第三十四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令(第二十四条及び第二十六条を除く。以下この条において同じ。)の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

(特別区等の特例)

前二号に掲げる処分に係るものに限る。)

(違反転用者等に対する処分又は命令)

第三十九条 法第五十一条第一項の規定による処分又は命令は、法第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者及びその者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人並びに偽りその他不正の手段によりこれらの許可を受けた者に対してはその許可をした農林水産大臣又は都道府県知事が、その他の者に対しては都道府県知事がするものとする。

(大都市の特例)

第四十条 第二十七條第一項及び同条第二項において準用する第七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市の区域内にある農地又は採草放牧地に係るものについては、当該指定都市が処理するものとする。この場合においては、この政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(農業委員会に関する特例)

第四十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村についてのこの政令(第三十一条及び第三十三条を除く。以下この条において同じ。)の適用については、この政令中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

(特別区等の特例)

第三十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（事務の区分）

第三十六条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（削る。）

一 第三条第二項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
三 第九条第三項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

四 第九条第七項の規定により指定市町村が処理することとされている事務

五 第十条第二項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第

第四十二条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（事務の区分）

第四十三条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第七条第二項（第十五条第二項及び第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

二 第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

（新設）

三 第七条第五項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

（新設）

四 第十五条第二項において準用する第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について

一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

六 第二十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（削る。）

一 第三条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）（削る。）

二 第十条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

附則

法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

（新設）

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。）

二 第九条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

三 第十五条第二項において準用する第七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。）

四 第十七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

附則

1 6 (略) (農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地の転用) 7 法附則第二項第一号の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるものは、第四条第一項第二号へ(1)から(4)までに規定する法律とし、法附則第二項第一号の政令で定める要件は、同条第一項第二号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当することとする。 8 (農林水産大臣に対する協議を要しない四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動) 8 法附則第二項第三号の政令で定める要件は、第四条第一項第二号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当することとする。	1 6 (略) (都道府県開拓審議会令の一部改正) 7 都道府県開拓審議会令(昭和二十四年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「三十人」を「三十七人」に改める。 (登録税法施行規則の一部改正) 8 登録税法施行規則(明治三十二年勅令第二百五号)の一部を次のように改正する。 第五条を次のように改める。 第五条 左ノ各号ノニ該当スル登記ニシテ其ノ該当スルコトニ付都道府県知事ノ証明アルモノニハ登録税法第十九条第九号又ハ第十二号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス 一 農地法第三十六条、第六十一条、第六十九条若ハ第七十条ノ規定ニ依リ国ヨリ売渡ヲ受ケタル土地又ハ第八十条ノ規定ニ依リ買収前ノ所有者ガ国ヨリ売渡ヲ受ケタル土地ノ所有権ノ取得ノ登記 二 農林大臣ノ定ムル自作農創設維持資金貸付事業ヲ行フ者ガソノ事業ノ為ニ取得スル抵当権ノ取得ノ登記
--	--

改正後	現行
（都道府県の定める農業振興地域整備計画） 第五条 都道府県は、法第九条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。 一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十条第三項第一項に規定する都道府県機構 （削る。） 二 （略） 2 （略） （指定市町村の指定等） 第十三条の三 法第十五条の二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。 2 農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。 一 当該市町村において確保すべき農用地（法第三条第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。）の面積の適切な目標を定めてい る。 二 前号の目標を達成するために必要な農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。 農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項	（都道府県の定める農業振興地域整備計画） 第五条 都道府県は、法第九条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、次に掲げる者の意見をきかなければならない。 一 都道府県農業会議 二 都道府県農業協同組合中央会 三 （略） 2 （略） （新設）

の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。

4 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

6 指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、当該指定により当該指定の日以後指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

7 指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。

8 農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

9 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村（法第十五条の二第一項に規定

する指定市町村をいう。第六項において同じ。」と、第四項中「告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長」とあり、及び「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

10| 指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11| 前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附 則

（施行期日）

1
（略）

（意見代表等の事業を行う農業協同組合連合会の意見の聴取）

2| 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（同条第五項第三号及び第四号に掲げる事業を行うものに限る。）が法第九条第一項の農業振興地域整備計画に係る農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする場合における第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び附則第二項に規定する農業協同組合連合会」とす

附 則

1
（略）

2| 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

四十九 耕作又は養畜の事業（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号の農用地区域内にある同法第三条第一号又は第二号の土地に係るものに限る。）

る。 (削る。)	3 農林省組織令(昭和二十七年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。 第三十三条第二号中「関すること。」の下に「(開発課の所掌に属することを除く。)」を加える。 第三十四条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。 一 農業振興地域整備計画の樹立及び実施についての指導及び助成に 関すること。
------------------------	---

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）
 （第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
（関係農業委員会等の意見の聴取） 第一条 都道府県知事等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。）は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第七項後段（法第六条第四項及び第七条第五項（法第八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条において「関係農業委員会等」という。）の意見を聴かなければならない。 2 関係農業委員会等は、前項の規定により意見を述べようとするとき（法第五条第七項（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第五条第三項第二号の土地又は法第七条第五項（法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第七条第三項第二号の土地のうち、法第五条第三項又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものの面積が、三十アールを超えるときに限る。）は、あら	（都道府県農業会議等の意見の聴取） 第一条 都道府県知事は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第七項後段（法第六条第四項及び第七条第五項（法第八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び関係する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）の意見を聴かなければならない。 （新設）

はじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 3 前項に規定するもののほか、関係農業委員会等は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。	（新設）
---	-------------

改 正 後	現 行
附 則 （土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費） 第十七条 法<u>第十条</u>の四第七号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。 一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第三条</u>第一項の農業委員会の許可に要する経費 二 農地の転用についての農地法<u>第四条</u>第一項の都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。）の許可に要する経費 三 農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法<u>第五条</u>第一項の都道府県知事等の許可に要する経費 四 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費 五 土地の状況等に関する農地法<u>第五十条</u>の農業委員会の報告に要する経費	附 則 （土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費） 第十七条 法<u>第十条</u>の四第八号に掲げる経費のうち、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第三条</u>の規定による農地又は採草放牧地の権利の移動についての農業委員会の許可に要する経費 二 農地法<u>第四条</u>の規定による農地の転用についての都道府県知事の許可に要する経費 三 農地法<u>第五条</u>の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての都道府県知事の許可に要する経費 四 農地法第十八条の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての都道府県知事の許可に要する経費 五 農地法<u>第五十条</u>の規定による農業委員会の土地の状況等に関する報告に要する経費

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	政令	政令	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
	事務	事務	
（略） 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）		（略） 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	
この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第三十六条第二項各号に掲げるものの以外のも（削る。）		この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第四十三条第二項各号に掲げるものの以外のも（新設）	
一 第三條第二項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 二 第九條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務		一 第七條第二項（第十五條第二項及び第二十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。） 二 第七條第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）	

(略)	政 令	(略)	事 務
(略)		(略)	三 第九條第三項（同條第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 四 第九條第七項の規定により指定市町村が処理することとされている事務 五 第十條第二項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） 六 第二十條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。）

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	政 令	(略)	事 務
(略)		(略)	三 第七條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（意見を付する事務に限る。） （新設） 四 第十五條第二項において準用する第七條第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。） （新設）

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（削る。） 一 第三条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）（削る。） 二 第十条第二項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）
--------------------------------	--

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に限る。） 二 第九条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。） 三 第十五条第二項において準用する第七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に限る。） 四 第十七条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）
--------------------------------	--

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
（法第五十六条の政令で定める業務） 第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 次のイからヌまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務 イ ㄱ 農振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。） ヌ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第一条第二項及び第三項 二・三 （略）	（法第五十六条の政令で定める業務） 第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 次のイからチまでに掲げる法令の規定により都道府県機構が行う業務 イ ㄱ （新設） （新設） （新設） 二・三 （略）

○ 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七政令第五百十八号）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（農地法関係） 第三十八条 沖縄県の区域内にある土地に係る農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第十六条第一号</u>の規定の適用については、同号中「農地法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二百二十六号）」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）」とする。	（農地法関係） 第三十八条 沖縄県の区域内にある土地に係る農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第二十三条第一号</u>の規定の適用については、同号中「農地法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二百二十六号）」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）」とする。

改正後	現行
（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。 一・二 （略） 三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u> 四 農地法施行令<u>第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u> 五 （略）	（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。 一・二 （略） 三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第六条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u> 四 農地法施行令<u>第六条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合</u> 五 （略）

改正後	現行
（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第二条 法第十八条第四項第三号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。 一 （略） 二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第二条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合</u> 三 農地法施行令<u>第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合</u> 四 （略）	（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合） 第二条 法第十八条第四項第三号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあつては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。 一 （略） 二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第六条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合</u> 三 農地法施行令<u>第六条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合</u> 四 （略）

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の
 の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一
 部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）
 （附則第八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 六 （略） 七 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第二条第二項第三号に規定する法人</u>	第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 六 （略） 七 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）<u>第六条第二項第三号に規定する法人</u>